

報告事項(6): 公有民営方式車両購入費国庫補助金について

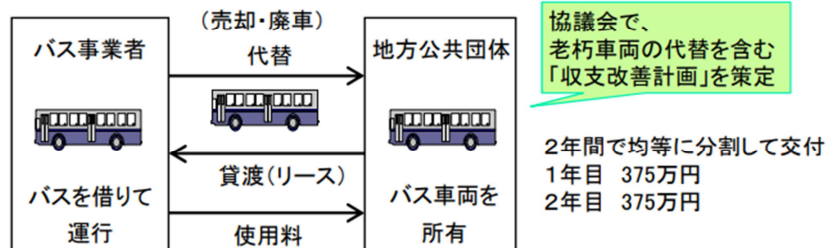
1. 車両購入に係る補助

厳しい経営状況にある乗合バス事業者の負担の軽減や老朽更新による安全確保及び利用者利便を図る観点から、バス車両の更新等について支援するもの。

補助内容	
○ 補助対象事業者 【車両減価償却費等補助】 幹線系統：一般乗合旅客自動車運送事業者 又は地域公共交通活性化再生法に基づく協議会 フィーダー系統：一般乗合旅客自動車運送事業者又は自家用有償旅客運送者 又は地域公共交通活性化再生法に基づく協議会 【公有民営補助】 地方公共団体又は地域公共交通活性化再生法に基づく協議会	○ 補助率 1/2
○ 補助対象経費 【車両減価償却費等補助】 補助対象購入車両減価償却費及び 当該購入に係る金融費用の合計額 (地域公共交通再編実施計画に位置付けられた 系統については、車両購入費の一括補助も可)	○ 主な補助要件 ・補助対象期間中に新たに購入等を行うもの ・主として地域間幹線又は地域内フィーダーの補助対象系統の運行の用に供するもの ・地上から床面までの地上高が65センチメートル以下かつ定員11人以上の車両であって次のいずれかに該当するもの ①ノンステップ型車両(スロープ又はリフト付き) ②ワンステップ型車両(スロープ又はリフト付き) ③小型車両(①及び②の類型に属さない長さ7メートル以下かつ定員29人以下の車両) ・運行区間の一部に高速道路等を含む補助対象系統の運行の用に供するものであって道路運送車両の保安基準(座席ベルト、ABS等の設置)に適合した定員11人以上の車両
【公有民営補助】 補助対象車両購入費用 ※補助対象経費の限度額 ① ノンステップ型車両：1,500万円 ② ワンステップ型車両：1,300万円 ③ 小型車両：1,200万円 ④ 都市間連絡用車両：1,500万円	

公有民営補助

<車両価格1,500万円のノンステップバスを購入した場合>



2. ミニバス車両更新状況

年度	内容
平成12年度	ミニバス運行開始
平成20年度	バス 2 台増車(4 コース 4 台で運行)
平成30年度	中型バスの走行開始(5(イエロー)コース)
令和元年度	小型ノンステップバス車両買い替え(3(オレンジ)コース)
令和2年度	小型ノンステップバス車両買い替え(4(ブルー)コース)
令和6年度	小型ノンステップバス車両買い替え(1(グリーン)コース・2(パープル)コース)

今回公有民営方式車両購入費国庫補助金の対象となるのは、令和6年度に車両更新した2(パープル)コースの車両1台です。

※1(グリーン)コースは地域間幹線系統に該当しないため、補助対象外

3. 補助対象期間

令和6年度・令和7年度の2か年で均等に分けて交付されます。

補助金交付年度	申請時期	交付先	交付金額	交付時期
令和 6 年度	令和6年11月末	知立市	375 万円	令和7年3月末
令和 7 年度	令和7年11月末	総合公共交通会議	375 万円	令和8年3月末

(参考)令和6年度公有民営方式車両購入費国庫補助金の交付決定及び額の確定通知書

様式第1-13 (日本工業規格A列4番)

中 運 自 旅 一 第 447 号
令 和 7 年 3 月 4 日

知立市
市長 石川 智子 殿

中 部 運 輸 局 長
(公 印 省 略)

令和6年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金(公有民営方式車両購入費国庫補助金)の交付決定及び額の確定通知書

令和6年11月29日付け 知まち第54号で申請のあった「令和6年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金(公有民営方式車両購入費国庫補助金)」については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「法」という。)第6条第1項及び第15条の規定により、令和7年3月3日付け国自旅第311号をもって国土交通大臣が次のとおり交付することに決定し、あわせてその額を確定したので、法第8条及び第15条の規定により通知する。

1. 補助金の交付の対象となる事業は、令和6年11月29日付けで申請のあった公有民営方式車両購入費のうち 申請番号第1号のものとし、その内容は、交付申請書に記載されたとおりとする。
2. 補助金の確定額は次のとおりとする。

補 助 対 象 経 費	補 助 金 の 確 定 額
7,500千円	3,750千円

3. 補助金の交付を受けた者は、次の条件に従わなければならない。
 - (1) 交付を受けた補助金については、地域公共交通の確保維持の目的に従って、効率的な運用を図ること。
 - (2) 補助金について収入及び支出に関する帳簿を備え、他の経理と区別して補助金の使途を明らかにしておくこと。
 - (3) 補助金に関する前項の帳簿とともにその内容を証する書類を整理して、補助対象事業の完了する日の属する年度の終了後5年間保存しておくこと。